

# 第261回 埼玉県都市計画審議会

## 議案概要一覧表

令和8年2月6日(金)

議案番号	議案名	決定(許可)権者	大臣同意	整備局調整	意見書 通数/人数
	概要	市町村			
5364	川越都市計画 区域区分の変更について  川島インターチェンジ南側地区は、土地区画整理事業（組合施行）により計画的な市街地整備の実施が確実となったことから、市街化区域へ編入するものです。  市街化区域への編入面積 約30.1ha	県  川越市 日高市 川島町	有	有	0/0
5365	川越都市計画道路の変更について  3・3・1号川越志木線は、川越都市計画区域内の幹線道路ネットワークを形成する重要な路線であり、4車線での整備が完了しています。 このたび都市計画決定された区域と、現状の道路区域との整合性を検証した結果、一部区域において不整合が生じていることが確認されました。 本路線は、道路構造の基準も満たしており、今後さらなる整備の必要性も見込まれないことから、一部区域を削除するものです。 また、川島町の川島インターチェンジ南側地区において、産業立地需要の高まりに対応するため、土地区画整理事業を実施する予定です。この事業に伴い、本路線の一部区域を変更するものです。 併せて、車線数を4と定めるものです。 3・5・2号伊草戸守線は、川島町内の市街地を南北に縦断する主要幹線街路であり、一部区間にについて2車線での整備が完了しています。 このたび都市計画決定された区域と、現状の道路区域との整合性を検証した結果、一部区域において不整合が生じていることが確認されました。 当該区間は、道路構造の基準も満たしており、今後さらなる整備の必要性も見込まれないことから、一部区域を削除するものです。	県  川越市 川島町	有	有	0/0
5366	東松山都市計画道路の変更について  3・3・3号東松山鴻巣線について、周辺道路の交通渋滞の緩和及び東松山市と鴻巣市を結ぶ交通ネットワーク強化のため、本路線の終点及び延長を変更するものです。	県  吉見町	無	無	0/0
5367	鴻巣都市計画道路の変更について  3・4・4号生出塚新御成橋線について、周辺道路の交通渋滞の緩和及び鴻巣市と東松山市を結ぶ交通ネットワーク強化のため、一部区間の車線の数を2から4として幅員を変更するとともに、一部区域を変更するものです。	県  鴻巣市	無	無	1/1
5368	東松山都市計画緑地の変更について  公園と隣接する主要地方道東松山鴻巣線が東松山都市計画道路3・3・3号東松山鴻巣線を延伸する都市計画の変更を行うことにより、都市計画緑地第3号吉見総合運動公園と都市計画決定区域が一部分重複することとなります。この重複を避けるため、緑地区域を変更（縮小）するものです。	県  吉見町	無	無	0/0

議案番号	議 案 名	決定(許可)権者	大臣同意	整備局調整	意見書 通数/人数
	概 要	市町村			
5369	<p>鴻巣都市計画区域の変更について</p> <p>鴻巣市と行田市との行政界の変更に伴い、鴻巣都市計画区域を鴻巣市の新たな行政界と一致させるために変更するものです。</p> <p>鴻巣都市計画区域に含まれる土地の区域面積 約1.7ha 鴻巣都市計画区域から除外される土地の区域面積 約1.7ha</p>	県 鴻巣市	有	有	—
5370	<p>行田都市計画区域の変更について</p> <p>行田市と鴻巣市、及び行田市と熊谷市との行政界の変更に伴い、行田都市計画区域を行田市の新たな行政界と一致させるために変更するものです。</p> <p>行田都市計画区域に含まれる土地の区域面積 約4.5ha 行田都市計画区域から除外される土地の区域面積 約4.5ha</p>	県 行田市	有	有	—
5371	<p>熊谷都市計画区域の変更について</p> <p>熊谷市と行田市との行政界の変更に伴い、熊谷都市計画区域を熊谷市の新たな行政界と一致させるために変更するものです。</p> <p>熊谷都市計画区域に含まれる土地の区域面積 約2.8ha 熊谷都市計画区域から除外される土地の区域面積 約2.8ha</p>	県 熊谷市	有	有	—
5372	<p>都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について（鴻巣市）</p> <p>鴻巣市と行田市との行政界の変更、及びこれに合わせた鴻巣都市計画区域の変更に伴い、建築基準法の規定に基づき、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値を変更するものです。</p> <p>変更する地区の面積 (区域拡大に伴う変更) 約1.7ha、 (区域除外に伴う変更) 約1.7ha 変更する数値 建蔽率、容積率、容積率算定係数、 道路高さ制限に係る勾配数値、 隣地高さ制限に係る勾配数値</p>	県 鴻巣市	無	無	—
5373	<p>都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について（行田市）</p> <p>行田市と鴻巣市、及び行田市と熊谷市との行政界の変更、並びにこれらに合わせた行田都市計画区域の変更に伴い、建築基準法の規定に基づき、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値を変更するものです。</p> <p>変更する地区の面積 (区域拡大に伴う変更) 約4.5ha、 (区域除外に伴う変更) 約4.5ha 変更する数値 建蔽率、容積率、容積率算定係数、 道路高さ制限に係る勾配数値、 隣地高さ制限に係る勾配数値</p>	県 行田市	無	無	—
5374	<p>毛呂山・越生都市計画下水道の変更について</p> <p>事業計画区域の見直しに伴い、都市計画の排水区域を変更するものです。</p> <p>汚水面積 約 831ha (区域縮小) 雨水面積 約 831ha (区域縮小)</p>	県 毛呂山町 越生町 鳩山町	無	無	—

議案番号	議 案 名	決定(許可)権者	大臣同意	整備局調整	意見書 通数/人数
	概 要	市町村			
5375	<p>東松山都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について</p> <p>建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の敷地の位置が都市計画上支障がないと認められるかについて、埼玉県都市計画審議会に付議するものです。</p> <p>○敷地に関する事項 用途地域：市街地調整区域 敷地の位置：東松山市大字大谷字北ノ前716番2、他15筆 敷地面積：6,120.28m<sup>2</sup></p> <p>○施設に関する事項（産業廃棄物） ・一次破碎施設（新設） 1基 木くず 处理能力 320.02 t／日 ・二次破碎施設（新設） 1基 木くず 处理能力 136.52 t／日</p>	県 東松山市	無	無	—
5376	<p>深谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について</p> <p>建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の敷地の位置が都市計画上支障がないと認められるかについて、埼玉県都市計画審議会に付議するものです。</p> <p>○敷地に関する事項 用途地域：工業専用地域 敷地の位置：深谷市折之口字稜威ヶ原1990番4、他4筆 敷地面積：9,906.95m<sup>2</sup></p> <p>○施設に関する事項（産業廃棄物） ・焼却施設（新設） 1基 混合 处理能力 114.00 t／日 汚泥 处理能力 69.15 m<sup>3</sup>／日 廢油 处理能力 81.83 m<sup>3</sup>／日 廢プラスチック類 处理能力 44.45 t／日 ・破碎施設（新設） 1基 廢プラスチック類 处理能力 95.28 t／日 木くず 处理能力 116.88 t／日 がれき類 处理能力 109.68 t／日</p>	県 深谷市	無	無	—
5377	<p>所沢都市計画都市再開発の方針の変更について</p> <p>関連計画の見直し等に合わせ、その内容と「所沢都市計画 都市再開発の方針」の基本方針並びに2項地区の目標等についての整合を図るものです。 併せて、事業の進捗を反映し計画等の時点修正を行います。</p>	県 所沢市	無	無	0/0
5378	<p>和光都市計画都市再開発の方針の変更について</p> <p>関連計画の見直し等に合わせ、その内容と「和光都市計画 都市再開発の方針」の基本方針並びに2項地区の目標等についての整合を図るものです。 併せて、事業の進捗を反映し計画等の時点修正を行います。</p>	県 和光市	無	無	0/0
5379	<p>和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業の事業計画（第3回変更）に係る意見書について</p> <p>土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第2項の規定により提出された1通1名の意見書について、同条第3項の規定に基づき、埼玉県都市計画審議会へ付議するものです。</p>	— 和光市	無	無	1/1